個人情報の取扱いに関する条項

（目的）

第１条　本条項は、本契約の遂行に当たり甲が乙に提供し、又は乙が収集する個人情報の適切な保護を目的として、乙における個人情報の取扱条件を定めるものとする。

（定義）

第２条　本条項において、「個人情報」とは、甲が管理する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（管理部署及び管理者）

第３条　乙は、本契約締結後遅滞なく、本条項末尾記載の書式（以下「本書式」という。）に基づく書面（様式）により、個人情報の管理部署及び管理者等を甲に通知しなければならない。

２　乙が前項の管理部署及び管理者等を変更しようとするときは、本書式により遅滞なく甲に通知しなければならない。

（個人情報の収集）

第４条　乙は、本契約遂行のため個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令、並びに「放送大学学園の保有する個人情報の管理等に関する規程」に従い、適切かつ公正な手段により収集するものとする。

（秘密保持）

第５条　乙は、個人情報を秘密に保持し、甲の事前の承諾なしに、第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に開示又は提供してはならない。

２　乙は、本契約に従事する従業員（下請け事業者の従業員を含む。以下同じ。）以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

３　乙は、本契約に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても、個人情報を秘密に保持するよう義務付けるものとする。

（目的外使用の禁止）

第６条　乙は、個人情報を本契約遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第７条　乙は、本契約の遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、個人情報を複写又は複製することができるものとする。

（個人情報の管理）

第８条　乙は、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

２　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

３　前二項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

４　乙は、本契約に関して保管する個人情報（甲から提供され、或いは乙自ら収集したものを含む。）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは本契約への利用の停止を求められた場合、直ちに、且つ無償で、これに従わなければならない。

５　甲が、個人情報の管理方法について乙に改善を申し入れた場合、乙はこれに従わなければならない。

６　甲は、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年１回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（返還等）

第９条　乙は、甲から要請があったとき、又は本契約が終了（契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれる全ての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

２　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を破棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第１０条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、及び消去についての記録を作成し、本契約の終了時までに、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

（再委託）

第１１条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、本契約を第三者に再委託してはならない。

２　乙が前項に基づく甲の承諾を得て本契約を第三者に再委託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす事業者を選定するとともに、当該事業者との間で本条項と同等の内容の契約を締結し、その写しを甲に提出しなければならない。

３　前項の場合といえども、乙は、本条項に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第１２条　乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故発生防止策を書面により甲に提示しなければならない。

２　前項の事故が乙の本条項の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない。）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

３　第１項の事故が乙の本条項の違反に起因する場合は、第１３条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第１３条　乙が本条項に違反し、甲が相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、乙がこれを是正しないときは、甲は、乙への通知により本契約又は本契約に関する個別契約の全部又は一部を解除することができる。

（有効期間）

第１４条　本条項は本契約締結日に発行し本契約の終了時まで有効とする。ただし、第５条、第９条、第１０条及び第１２条の規定は、本契約終了後といえども有効に存続する。

（様式）

令和　年　月　日

放送大学学園　御中

印

令和　年　月　日付けで貴学園と弊社との間で締結された「　　　　　　　　　　」契約の「個人情報の取扱いに関する条項」第３条に基づき、個人情報の管理部署及び管理者について下記のとおり通知いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 管理部署名 | |  |
| 管理者役職 | |  |
| 管理者氏名 | |  |
| 管理者連絡先 | 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| E-Mailアドレス |  |